

宗岡地域土地利用可能性調査検討業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、宗岡地域のまちづくりを検討するにあたって、国道 254 号バイパスが 2021 年度に一部区間で暫定供用がなされる予定であることを踏まえた計画的で実現性の高い土地利用の方向性を明確にし、具体の計画・事業化を行うための調査及び土地利用の可能性を検討することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 委託業務名 宗岡地域土地利用可能性調査検討業務委託
- (2) 業務内容 業務内容については別紙特記仕様書によるものとする。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- (4) 提案額の上限 金 8, 000, 000 円（消費税及び地方消費税含む）

※上記の上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3. スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

実施要領の公表	令和元年 8 月 9 日（金）
質問書の提出期限	令和元年 8 月 23 日（金）
質問に対する回答期限	令和元年 8 月 28 日（水）
申請書等提出期限	令和元年 9 月 13 日（金）
審査結果通知・公表予定	令和元年 9 月下旬

4. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本業務の趣旨を理解し、本業務に関する委託契約を本市との間で直接締結できる法人格を有する民間事業者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 本実施要領の配布の日から、参加申請書提出日までの期間に「志木市の契約に係る指名停止等の措置に関する規則」に基づく指名停止の措置を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用している者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続き

開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下、「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下、「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下、「更正手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされていない者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続の申し立てをなされなかった者とみなす

（6）市税等を滞納している者

5. 参加申請等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申請書等を項目ごとにインデックスを付した上で順番にとじ込み、正本1部、副本10部を作成し、持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）にて提出すること。

（1）参加申請書等の提出期限

令和元年 9月13日（金） 午後5時必着

（2）提出書類

下記書類を提出期限までに各必要部数を提出すること。

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 履歴事項全部証明書
- ④ 法人市民税・法人県民税・法人事業税・法人税及び消費税（地方消費税含む）の各納税証明書（直近2年分）
- ⑤ プライバシーマーク又はI SMS認証の写し
- ⑥ 業務体制表（様式第3号）
- ⑦ 業務実績調書（様式第4号）

※業務名、発注者、契約金額、履行期間、業務概要、企業概要を記載

企業に関する実績を示すものとして、契約書の写し若しくはテクリスを添付すること。

記載する業務実績は、最大5件とすること。

⑧ 企画提案書

企画提案書の仕様（作成要領）

（ア）提出する書類の規格は、A4版片とじ・横書き・両面とする。

（イ）本業務（令和元年度業務）の実施方針、業務フロー、工程計画は、「特記仕様書」の業務内容等を踏まえて、本業務実施にあたって、どのように業務を遂行できるかについて、A4版1枚以内にまとめる。

(ウ) 本プロジェクトの事業化に向けた今後の取り組みについて下記の特定期間を踏まえて、文字サイズ10ポイント以上でA3版片面3枚以内にまとめるものとする。

「特定期間」

1. 拠点整備及び沿道まちづくり推進の取り組みについて
2. プロジェクトの事業化実現に向けた業務工程計画について

(エ) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

⑨ 参考見積書（様式第5号）

業務内容の各項目について、内訳が分かるように見積もること。

(3) 提出先 志木市役所 都市整備部 都市計画課

(4) 質問及び回答

企画提案書等の提出に関する質問は、次により行うこと。

① 質問方法

(ア) 電子メールにより、質問書を提出すること。

(イ) 他の方法による質問は一切受け付けない。

(ウ) 質問書は様式第6号を使用し、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。

(エ) メールの件名を「宗岡地域土地利用可能性調査検討業務委託に関する質問書」とし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

メールアドレス：toshi@city.shiki.lg.jp

電話番号：048-473-1111 内線2524

② 提出期限

令和元年8月23日（金）午後5時まで（時間厳守）

③ 回答方法

公平性を期すため、令和元年8月28日（水）までに、質問に対する回答を市ホームページにて公表する。

(5) その他

①提出された企画提案書等は返却しない。

②提出期限後の企画提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認める場合には、資料の追加提出を求めることがあり得る。

③提出書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。但し、事業者選定の結果公表等において本市がこの事業に関し必要と認められる用途については、提案者は、その一部又は全部の無償使用について許可しなければならない。

④本プロポーザル参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

⑤参加者は1つの提案しか行うことができない。

⑥本市は、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、受託者に対して、業務の具体的な実施方針についての資料の提出を求めることがある。

6. 企画提案書の審査方法

(1) 提案内容の評価

参加資格を有する提案者からの申請書類等について審査委員会（以下、「委員会」という。）にて（3）の「審査基準」に基づき、公平かつ客観的に審査する。

(2) 提案者は、提出された提案書の内容について本市から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電送又は電子メールで行うものとする。

(3) 審査基準

	審査項目	審査のポイント
1	業務体制	業務を履行できる体制となっているか。 配置予定技術者の資格・実績は十分か。
2	業務実績	同種・類似業務の受注実績があるか。
3	実施方針等	業務の実施方針、業務フロー、業務工程は妥当か。
4	特定テーマ	特定テーマについて、的確かつ実現性のある提案となっているか。
5	見積書	業務内容ごとの見積金額が記載されており、より廉価な金額設定がなされているか。

7. 受託候補者の決定

本業務の受託候補者は、次により決定する。

- (1) 委員会において、得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を受託候補とする。
- (2) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に書面で通知する。
- (3) 審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ても受けないものとする。

8. 契約に関する事項

本業務の契約については、次により行う。

(1) 委員会において決定された受託候補者を優先交渉権者とし、随意契約により契約締結交渉を行う。優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約締結する。また、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を本市は受託する。

(2) 契約書の作成

本市と受託者で協議したうえで契約書を作成する。

(3) 支払い条件

- ①前払金なし
- ②支払い方法は、本市と受託者との協議の上、契約書で定める。
- ③支払いは、契約書に基づいて支払う。

(4) その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、別紙「特記仕様書」に記載されている事項を基本とするが、本市と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

9. 問い合わせ先

志木市役所 都市整備部 都市計画課

所在地 〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

T E L 048-473-1111 (代表)

F A X 048-487-5050

E-mail toshi@city.shiki.lg.jp